

# 後期高齢者医療制度の 新しい保険証をお届けします

- 平成27年8月1日からは、同封した「**緑色**」の**保険証**をご使用ください。  
お医者さんにかかるときは、この保険証を必ず窓口で見せてください。
- 8月1日以降は、今までお使いの「**藤色**」の保険証は無効となり使えなくなります（無効となった保険証をご自分で処分するときは、細かく裁断するなどして、個人情報知られないよう十分ご注意ください）。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

世帯全員が住民税非課税の人は、申請をすることにより減額認定証の交付を受け、病院などに入院・通院された際に、保険証とあわせて病院などの窓口で提示することで、自己負担限度額及び標準負担額（食事代など）が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院などの窓口で提示してください。

なお、減額認定証が交付されていないと、上記の減額は適用されませんので、下記の『対象者』のうち、減額認定証が必要な人は、『手続方法』をご確認ください。

### 1) 対象者：「世帯全員が住民税非課税」の人

（所得区分が低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰの人）

◇**所得区分については、同封の小冊子8ページをご覧ください。**

### 2) 手続方法

#### ○既に減額認定証をお持ちの人

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成27年7月31日です。

8月以降も『対象者』に該当する人は、自動更新されますので、申請の必要はありません。

なお、今回保険証に同封されていない人は、8月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

#### ○減額認定証をお持ちでない人

現在、減額認定証をお持ちでなく、上記の『対象者』に該当される人は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口に申請をしてください。

（申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代などの減額が適用されるのは申請された月の初日からになりますので、ご注意ください。）

◇**負担額については、同封の小冊子10・12ページをご覧ください。**

ウラ面もご覧ください

## 保険料の通知について

### ○平成27年度の保険料は、8月に決定します。

保険料に関する通知は、お住まいの市町から送付されます。

なお、すでに年金からの差し引き（特別徴収）により保険料を4・6・8月に仮徴収されている人についても、改めて8月に保険料に関する通知をします。

ただし、今年の6月及び7月に後期高齢者医療制度に加入した人については、9月に保険料に関する通知をします。

## 保険料の納めかた

### ○保険料は、次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

#### 1) 特別徴収

年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。

年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。

#### 2) 普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。

納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

### ○保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ変更することができます。

口座振替を希望される場合は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続きの時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子19・20ページをご覧ください。

### ○普通徴収の人は、便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続きをしておきましょう。

### ○保険料は、病院や薬局へ支払われる皆様の医療費へ充てられています。

皆様に納めていただく保険料は、安定的な医療制度を維持していくために不可欠ですので、納め忘れのないように納期限までの納付をお願いします。

また、事情があつて保険料の納付が困難なときなど、納付に関することはお住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。